

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん



持 続 化 給 付 金 と は ？

感染症拡大により、営業自粛等で特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給 付 額

法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

給付額の算定方法 前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給 付 対 象

資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

持 続 化 給 付 金 の 申 請 方 法

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

持続化給付金の申請用HP
(<https://www.jizokuka-kyufu.jp>)



スマホでも
できる！

仮登録

本登録
(ID・パスワード取得)

基本情報
入力

必要書類
添付

申請

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、
給付通知書を発送/
ご登録の口座に入金

持 続 化 給 付 金 事 業 コールセンター

0120-115-570 IP電話専用回線 03-6831-0613

お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。



LINEでもお問い合わせを
受け付けています。

LINE ID: @kyufukin_line



【受付
時間】

7月・8月
毎日8:30～19:00

9月以降
日～金8:30～19:00
(土・祝除く)

FAXでも情報が取り出せます。

※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！

持続化給付金

検索

持続化給付金
「申請サポートキャラバン隊」派遣のお知らせ

申請サポートキャラバン隊は、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行います。

開催期間 2020年8月13日(木)～8月19日(水)

開催時間 9時00分～17時00分(最終受付16時00分)
※最終日のみ15時00分(最終受付14時00分)まで

開催会場 群馬県商工連会館 2F 大研修室
(群馬県 前橋市 関根町 3-8-1)

ご 利 用 に あ た っ て

① 申請サポートキャラバン会場のご利用には**予約**が必要です。

キャラバン会場ご予約のお問い合わせ

開催
期間前

群馬県商工会連合会

027-231-9779

受付可能時間：8時30分～17時00分
(平日のみ対応)

開催
期間中

080-4463-7295

受付可能時間：上記開催時間中

※申請サポート対応中はお電話がつながりにくい場合がございます。
つながらない場合は、ご不便をおかけいたしますが、時間をおいておかけ直してください。

※開催期間中は、キャラバン会場でも予約を受け付けておりますので、直接会場にお越しただいて予約することも可能です。ご来場いただいた当日のご予約は、予約状況によってお受けできない可能性がありますことをご了承ください。
※施設等への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
※お問い合わせは、キャラバン会場のご予約に関する内容に限らせていただきます。

② 申請時に**必要な書類をご用意**の上、必ずご持参ください。

必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。
詳しくは持続化給付金ホームページまたは左面に記載のコールセンターでご確認ください。

来 場 時 の ご 注 意

会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。

以下の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。



必ずマスク着用の上、
ご来場ください。



原則として**申請者
お一人様**でご来場ください。



当日は必ず検温の上お越しください。
また37.5度以上の方は、
会場への入場をお断りさせていただきます。

会場での手続きには1時間程度を要します。
お時間には余裕をもってお越しください。

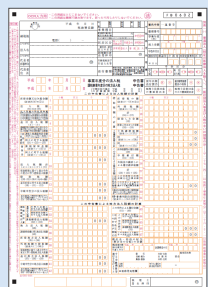
・コロナ対策の観点からご来場者の方のお名前とお電話番号を会場で係の者が伺いいたします。
・コロナウイルス対策のため、
ボールペン等の筆記用具をお持ちください。

下記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。(書類に不備があると申請できません)

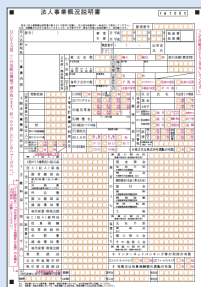
中小法人等の場合

確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書の控え(2枚)

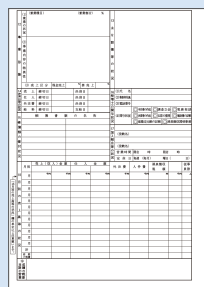
対象月の属する月の前事業年度の分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書別表一(1枚)



■ 法人事業概況説明書(2枚)



原則

確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

中小法人等

例外

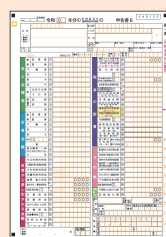
収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)を提出することで代替することができます。

個人事業者等の場合

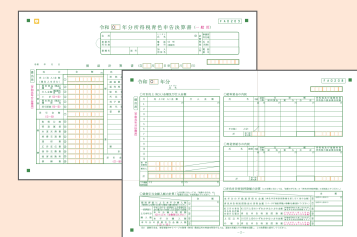
青色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)

2019年分を提出してください
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書第一表(1枚)

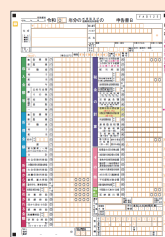


■ 所得税青色申告決算書(2枚)

白色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚)

2019年分を提出してください
※収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書第一表(1枚)

または

原則

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

個人事業者等の場合

例外1

収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

例外2

例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、審査に通常よりも大幅に時間を要したり、給付ができない場合があります。

中小法人等・個人事業者等共通

2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場ではデータで受取ることができませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などを紙の出力又はコピーしたものをご持参ください。提出する情報が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。(2020年〇月と明確に記載されている等)

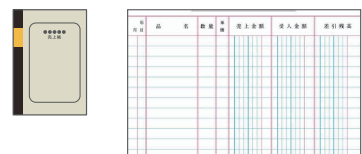
経理ソフトから抽出した売上データを紙で出力したもの



エクセルで作成した売上データを紙で出力したもの



手書きの売上帳のコピーなど



通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーをご持参ください。

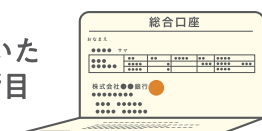
※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を紙に出力してください。

通帳のオモテ面

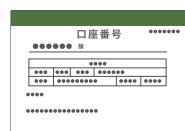


+

通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳の画面コピー



ご注意ください!!

※コピーの画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

個人事業者等の場合

本人確認書類(写し)

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ① 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
- ② 個人番号カード(オモテ面のみ)
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(いずれも両面)
※いずれの場合も申請を行う月において有効であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
※①から④を保有していない場合は、⑤又は⑥で代替することができるものとします。
- ⑤ 住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方
- ⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

① 運転免許証

両面



② 個人番号カード

オモテ面のみ



③ 写真付きの住民基本台帳カード

オモテ面のみ



④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書

両面



⑤ 住民票の写し及びパスポートの両方

顔写真のページ



⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

